

平成23年度
第2回ごみ処理対策委員会議事録

日 時 : 平成23年5月19日(木)

14時00分 ~ 15時50分

場 所 : 市役所こども保育課2階 会議室

1.開 会

省 略

2.会長あいさつ

省 略

3.議 事

【大山会長】 それでは会議を始めさせていただきます。

3月17日に市長から諮問を受けまして、4月26日が平成23年度の第1回、本日が平成23年度の第2回の委員会でございます。いろいろ再資源化物集団回収事業の補助金につきまして、審議をよろしくお願ひしたいと思ひますが、前回の4月26日の委員会委員の皆様方から意見をいただきました。それを事務局でとりまとめをいたしました。その内容について、基本的に本日はさらにご意見を伺うことと、表現の仕方、答申をするときの諮問の内容について、細かい語句の修正など、その内容についてご審議をいただくこととなります。本日の議題は、「再資源化物集団回収事業に係る補助金の交付について」ということで討議を進めてまいりたいと思ひます。これをとりまとめまして、私と副会長で答申を市長へ提出をしたいと思ひます。

それでは事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

【浜口 GL】 それでは説明申し上げます。初めに資料のNo.1をご覧ください。こちらは前回会議の審議の要旨でございます。2ページをお開きください。上から2番目の梅澤委員から記載のとおりご要望がございましたので、議事録ではなく大変恐縮ですが、5月12日付けで、審議の要旨を郵送させていただきました。なお、正式な記事録につきましては、現在、作成中でございます。作成を急いでおりますのでご理解を賜りたいと存じます。

次に、案であります「再資源化物集団回収事業に係る補助金交付について（答申）」をご覧ください。前回ご審議いただきました3つの骨子を肉付けいたしまして、委員の皆様のご意見等を反映して文章にしたものでございます。長きにわたる文面ではないこと、及び全体を俯瞰していただく意味からも、答申の内容をすべて説明してからご審議いただきたいと存じます。それでは読み上げさせていただきます。

(案)

平成23年〇月〇〇日

四街道市長 佐渡 斉 様

四街道市ごみ処理対策委員会 会長 大山 長七郎

再資源化物集団回収事業に係る補助金交付について（答申）

平成23年3月17付けで、「四街道市再資源化物集団回収事業補助金交付要綱改訂の基本的な考え方」について諮問を受け、議論を行った結果、下記のとおりとりまとめたので答申する。

ここまでは形式的なものでございまして、具体的な部分ではありませんので、次に移らせていただきまして、全体的な内容で述べている（全-1ライン）から（全-13ライン）までを読み上げさせていただきます。

ごみの減量化・再資源化を進めるためには、市民・事業者・行政がそれぞれ取り組むことはもちろんのこと、三者が互いに協力・尊重し合いながら、共に取り組む「協働」が不可欠である。三者の役割を適切に組み合わせ、それによって得られる相乗的な効果をできるだけ大きくしていくことが重要である。

再資源化物集団回収事業は三者で取り組む「協働」を具現化しているものであり、今後も集団回収を行政回収の補完システムに位置付けて事業の継続・拡大を積極的に推進し、集団回収によるさらなるごみの減量化・再資源化を図りながら、その回収量を高めていくべきである。

このような観点に立ち、市民等へのさらなる広報啓発活動の推進を図られたい。また、実施団体には紙類「その他」に分類される雑がみの回収に努められたい。

なお、実施団体及び資源組合への補助金の在り方については、以下のとおri要望する。

この中では、ごみの減量化・再資源化を推進するためには、市民・事業者・行政が協働して取り組むことが不可欠で、その総体的な効果を大きくしていくことが重要であり、本事業はこの協働を具現化しているものであります。このように述べております。そして本事業の継続・拡大を積極的に推進すべきであるということでございます。

また、本事業を行政回収の補完システムに位置付けつつ、集団回収によるさらなるごみの減量化・再資源化を図り、回収量を高めていくべきであるとしております。このような観点に立ち、さらなる広報啓発活動の推進を図ること、

及び「雑がみ」の回収を進めることを要望する内容となっております。この中で「さらなる広報啓発活動の推進」につきましてご説明をいたします。

資料No. 1の1ページをご覧ください。

最初にご発言された梅澤委員のご質問に対する事務局の回答をご覧ください。浜口GLというところでございます。

市はホームページや市政だよりを通じて、各家庭に広報啓発活動を行っている。昨年からは、市政だより1日号の1/2ページを使って、「ごみ減量活動最前線」を掲載し、実施団体の活動を紹介して啓発している。今後もさらなる啓発活動を推進していく。この内容を答申案に加えさせていただきました。

次に、「雑がみ」の回収を進めることとなっておりますが、このことにつきましてご説明を申し上げます。

資料No. 1の1ページをご覧ください。梅澤委員の2度目の発言から会長のご意見までをご覧ください。

梅澤委員：再資源化物のほとんどを紙類が占めている。雑がみ回収をもっとPRすべきではないか。

浜口GL：雑がみについては、例規上は紙類「その他」に含まれており、回収は可能である。実際に回収するかどうかは、資源組合と協議して前向きに進めていきたい。

この後、会長と奥山委員から行政回収における雑がみ回収につきまして、ご説明がございました。そこで最終的に会長が、雑がみについても実施団体にPRして、是非集団回収の品目として進めていただきたい、ということでしたので、この内容を答申案に加えさせていただいた次第です。

次に、(1)実施団体への補助金交付の在り方に移らせていただきまして、(1-1ライン)から(1-12ライン)までを読み上げさせていただきます。

現行においては、各家庭内の排出過程での困難さに着目して、品目ごとに1kg当たりの補助金が設定されている。今後の補助金については、資源物を集団で回収する行為を奨励するために交付するとの基本的な考え方に立ち、各家庭内の排出過程での困難さに着目すべきではないと考える。なお、ペットボトルについては過去の経緯を考慮し、激変緩和措置を図りながら他品目との整合性を図りたい。

また、拠点方式は、市民が回収場所まで家庭から資源物を持参して排出するもので、市民の協力度が高く、かつ実施団体の負担が大きい。各戸方式は、市民が各家の玄関前に資源物を排出して、原則として一軒ずつ回収業者が回収するもので、市民及び実施団体の負担が小さい。

以上のことから、市民の協力度が高く、かつ実施団体の負担が大きい拠点回収を行っている団体には、補助金を加算することが望ましい。

ご説明を加えさせていただきます。この中では、現行では各家庭での排出過程での困難さに着目して、牛乳パック及び食用油の単価を高くしていますが、これは資源物を集団で回収する前の段階のことであり、実施団体の集団回収そのものの活動に補助金を交付すべきであるということでもあります。ただし、ペットボトルについては、徐々に単価を下げて他品目との整合性を図るべきだとしております。

また、各戸回収に比べて拠点回収は市民の協力度が高く、かつ実施団体の負担が大きいため、拠点回収を行っている団体には補助金を加算すべきだという内容になっております。

資料No. 1の3ページをお開き願います。

中村委員から、みそら地区における集団回収の状況説明を受けて、事務局から拠点回収を行っている団体への補助金加算の考え方と実施団体の自主性について、ご説明をさせていただきました。

また、難波委員からは、各家庭内での排出過程での困難さに着目する必要はないこと、及び拠点回収を行っている団体への補助金加算に賛成するご意見がありました。

また、大倉委員からは、実施団体への補助金の見直しについてのご質問がございました。

それでは次に、(2)「資源組合への補助金交付の在り方」に移らせていただきまして、(2-1ライン)から(2-13ライン)までを読み上げさせていただきます。

現行においては、市況が悪い時期や回収量が少ない場合などに回収すると損失が生じることになることから、集団回収の安定的な継続策として、原則として回収費用と売却金の差額について交付している。現在の方式では、資源物の市況が悪化すれば当然的に本市の負担が上がることになる。しかしながら、行政から安定した補助金が交付されることにより、資源組合にとっては補助金によって安定した営業活動が可能になり、長期的に見ると集団回収の活性化にもつながるものである。ただし、現在の方式は、市況が悪い時期や回収量が少ない場合などに即応できておらず、収益と損失の状態を明確に把握することが困難である。今後の補助金については、補助金の使途が回収業者の安定した営業活動と資源組合の再資源化物集団回収事業に係る事務費に明確に充てられるようにするべきである。そのためには、現行の単価方式を見直すことを含めて、

整合的かつ合理的な制度になるよう検討されたい。

それでは、これにつきまして若干の説明を加えさせていただきます。この中では、資源組合への補助金は集団回収の安定的な継続策として交付していること。及び、市況や回収量の多寡がある場合でも安定した補助金が交付されることにより、長期的に見ると集団回収の活性化につながるものであるとしております。しかし、現在の方式は、市況や回収量の多寡に即応できておらず、収益と損失の状況を明確に把握できていないことから、補助金の使途が回収業者の安定した営業活動と資源組合の本事業に係る事務費に明確に充てられるようにすべきであるとしております。

そのためには、現行の単価方式を見直すことを含めて、整合的かつ合理的な制度になるよう検討すべきとの内容になっております。

資料No. 1の3ページをご覧ください。

梅澤委員から、補助金見直しの算定方法、次に4ページに移りまして、単価の設定基準などについてご質問がありました。これらの質問に対しまして、事務局とのやりとりがございましたが、浜口の四つ目を読み上げさせていただきます。

現在の単価方式では、回収業者の収益と損失を明確に把握することが困難であり、かつ回収費用と売却金の差額についても明確に充てられているとは言い難い面がある。このように、市況の変動に即座に対応することが難しい面があることをご理解願いたい。骨子の3で述べているのは、このような現行の単価方式を見直すことを含めて、整合的かつ合理的な制度になるよう検討すべきとの答申とすべきではないかということである。

その他といたしましては、篠崎委員から、船橋市と本市の集団回収の比較について、中村委員から、資源組合の事務費について、松本委員から、民間による新聞紙の回収状況について、副会長から、家庭でのペットボトルの排出時における努力行為がリサイクル過程でどの程度役に立っているのかなどの質問がございました。

最後に、補足的な文章を読み上げさせていただきます。(補-1ラインと2ライン)です。

議論において検討した個別の意見等は本答申では言及しないが、再資源化物集団回収事業を推進する過程で配慮されるよう要望する。

この2行でございますが、ここでは本日を含めて3回の会議の中で、委員の皆様がご発言されたこと、あるいはご意見等を本事業を推進する過程で配慮す

べきことが記されております。例を申し上げます。

資料No. 1の2ページをお開きください。中段の奥山委員のご発言でございます。

奥山委員：集団回収量を高めることは重要である。ただし、他市町村では、実施団体が回収する家庭の最低軒数や数量を定めているところがある。回収業者としては、そういうことも考慮に入れて欲しい。奥山委員は、資源組合のご要望を代弁されております。貴重なご要望ですので、今後本事業を推進する過程で配慮してまいりたいと考えております。

以上、大変雑駁ではございましたが答申案のご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

【大山会長】 前回議事要旨と合わせて、答申の文書を説明いただきました。その内容について、もう少し文章を加えるとか、こういう点がまだ必要ではないか、とかということで議論を進めさせていただきたいと思いますが、何かありましたら挙手をしていただいて、また資料のページも言っていただいて、発言をよろしく願います。

【大倉委員】 (案) の1ページ、(全の9)上の「このような観点に立ち」、その次に「市民等」と書いてありますけれども、「等」というのはどういう人が対象となるわけですか。

【大山会長】 市民等、「このような観点に立ち、市民等へ」の「等」ですね。

【浜口 GL】 「市民等へ」の広報活動というのは、一般市民プラスいろいろな各種団体、例えばここに掲げてある実施団体もそうですし、いろいろなボランティア団体などがございます。例規用語として「市民等」という言葉を使うのですが、個人の市民という意味と、それからいろいろな各種団体など、そういったものを大きな意味で含めて「市民等」という言葉を使わせていただいております。

【大倉委員】 はっきりと文字で書かれた方がいいのではないですか。これは役所用語ですか。

【浜口 GL】 確かに、例規用語でございます。と申しますのは、いろいろな各種

団体などがございますので、いわゆる例規を作成する上では、「市民等」という言葉を使わせていただいております。

【大山会長】答申の内容について、いろいろな文章、字句の訂正とかありますので、ただ今の浜口リーダーの説明で、これで了解するのか、またさらに、こういう文章の方がいいのではないかという議論がありましたら、どうぞご意見をお願いします。

【篠崎委員】文言なのですけれども、この答申の2枚目の（2－6ライン）、そこに「営業活動」という言葉が出てくるのですけれども、この事業に対して「営業活動」という表現がちょっと耳に引っかかってしまうのです。例えば「事業活動」であるとか「集団回収事業活動」であるとか、そういう文言の方がいいのかと。「営業」というとちょっと馴染まない気がするのですけれども。いかがでしょうか。

【大山会長】組合の事業活動ですよ。この文章は市として普段使う用語なのでしょうか。浜口リーダー、見解がありますか。

【浜口 GL】皆様でご議論をする前に、私どもとすると資源組合というのは11の回収業者が集団回収を行っているので、基本的には「営業活動」なのかなというふうに考えまして、このように書かせていただきましたが、当然皆様のご議論のなかで、修正すべきであるとか、このままでいくべきであるということであれば検討願います。

【大山会長】組合として、営業という、それほど「営業」ではないと思うのですが、回収事業ですね。それから市民の拠点回収なども別に営業するわけではないですから。こういう文章を書かないで、安定した事業として維持するためのいろいろな経費の補填ですね。助成という意味だと思いますので、この辺はどうですか。何かご意見ありましたら。

【中村委員】私の考え方とすれば、資源組合というのは業者の集まりという考え方、そしてこの資源回収というものは、資源組合の事業とはちょっと違う市の事業という形で考えますと、業者の集まり、業者の営業というものに力を置いた方がいいのかなと。というのは、極端な例を言うと、業者がつぶれたら困

るという意味合いから考えた場合、業者が正常な営業ができるような中から「営業活動」という言葉でいいのではないかなと考えます。

【大山会長】どうでしょうか。組合としての事業の進め方として「営業」ということですか。

【篠崎委員】通常一般的に我々が生活していく面において「営業」というと、「売って歩く」とか、そういうイメージになってしまうのです。事業を営むのだから「営業」だということであれば、それで結構なのですけれど。本来の意味の「営業」という言葉が、実際に生活している上において適切かどうかというか、資源組合が、通常を考えればどうしても我々は「セールス」「売って歩く」というふうになってしまうので、資源組合が何か売ったり買ったりしているのではないかと。そうではなくて、先ほど中村委員がおっしゃったように、「事業を営むのに支障がないように」ということだと思ふのです。そうすると事業者において集団回収事業を円滑に進めていくのだという趣旨だと思ふのですけれども、少し「営業」という言葉が引っかかってしまったのです。

【難波委員】「安定した活動をすることが可能になり」と、「営業」をカットしたらいかがでしょうか。

【大山会長】後で「事業」が出てきますのでね。そういう意味からいったら「安定した活動」という形でもいいかもしれないですね。

【中村委員】「安定した活動」という言葉だと、主語は何になるのですか。主語がちょっと分からなくなってしまうのですね。この「活動」というのはあくまでも集団回収というのが活動という意味でいいのですか。「営業活動」というのは、その意味合いとは少し違うと思うのですよ。私のとらえ方はあくまでも、業者の「営業活動」という意味合いなので。全体から「活動」となりますと、一番上の表題にある再資源の回収事業、それが活動という意味になってしまう。「営業」をとってしまうと「活動」という意味がぼやけてしまう感じがします。

【大山会長】ただ「今後の」という言葉から続けますと、市としてはそういう補助金についての使途が、組合の業者の活動、これは変動があり過ぎて収益が悪化してはよくないということもありますから。長短期で見ても影響が判断で

きることではないと思うので、それが安定して活動ができるようにという意味だと思うのです。ですから組合の方がロングランで活動ができるように、事業経費として、事務費として認める補助ですから、そういうことから営業でなくとも市の補助金として、その活動がうまくいくようにという意味で、事務費その他も含めて補助しているわけですから。「営業」というのは、固定で縛られなくてもいいのかなということはありませんけれども。

【奥山委員】今、「営業」とおっしゃいましたけれども、我々業者は、今、営業は一切しておりません。組合を作る前は、それぞれ会社が営業していたのですけれども、今は組合になりましてからは、営業しておりません。ですので「営業」というのは少し違うのかなという気はします。

【大山会長】分かりました。当事者ですので実際にその内容がお分かりだと思うので、今の内容でいきましたら回収業者の安定した活動の補助金ということでもよろしいのかなと。どうでしょうか。

【中村委員】それでは、私の方から提案します。この「営業活動」ではなく、「資源組合にとっては、補助金によって安定した経営が可能になり」というような言葉がいいかなと思います。

【奥山委員】組合としては、個人としてやられた回収の収益の一部分でも、組合の方へは一切入っておりませんので、個人で取っております。ですから、その言い方の方が正しいのかなと思います。

【大山会長】はい、分かりました。統一したいと思いますが、「安定した経営」という形で「営業活動」を修正するということにしたいと思います。

【委員】はい。

【大山会長】市況も変わってきますので、組合も経営努力は行っているわけですので、集団回収なども新規の方も含めて、やって損だということでは仕方がないので、随時見直すとか、定期的に補助金の内容も見直していくということが必要になってくる。こういう基幹的な問題を議論する必要があると思いますね。見直しの時期とかね。

【浜口 GL】今の（２－６ライン）の「営業活動」を「経営」ということで替えるということをございまして、それに関しまして（２－１０ライン）にも「営業活動」とございますので、それもあわせて「経営」ということでよろしゅうございますか。

【大山会長】組合の安定した経営がなされないといけないということを含めましてね。それはそうかと思ひます。こういう時勢ですから短期でも変動があり得ますので、文章的には「経営」の方がいいと思ひます

【浜口 GL】今、「経営」については、皆様のコンセンサスができたと思うのですが、一番最初にご発言があった「市民等」については、皆様のご議論がされてないようなので、その点よろしくお願ひいたします。

【篠崎委員】この「市民等」のところなのですけれど、意見として「市民等」では分からないので、市民、団体、何とか団体、何とか団体というように並べた方がいいだろうという意見も出ましたけれども、私としてはこの原文のまま「市民等」でよろしいかと思ひます。なぜならば、並べたところで漏れる可能性もある、それから並べたら、それ以外は駄目よ、という意味にも取られますので、文章を簡素化する意味からも「市民等」でよろしいのではないのでしょうか。

【大山会長】特に替えることは必要ないのではないかというご意見ですが、どうでしょうか。

【難波委員】先ほどご説明ありましたように、通例そのような使われ方しているのであれば、このままでもよろしいのではないかと思ひます。「市民等」で賛成します。

【大山会長】そういうことで、もし異議がなければ、この書き方でよろしいでしょうか。

【青柳副会長】難波委員と同じ意見でございます。これは一般市民に向けた文書ではなくて市長への文書ですので、こういう公用語というのは特に避ける必

要はないだろうと思います。

【大山会長】市長に対する文書だということもありますので「このような観点に立ち」という行はこのままでいいということで意見を統一したいと思います。内容につきまして、もう少し見直していただく項目がありしまたら、補助金の内容とか期間とか、もっと入れた方がいいのではないかなどのご意見がありましたら述べていただければと思います。

【中村委員】この文章を読んで、それと前回の審議要旨と比較した場合、我々が前回審議した内容がほとんどこの中には組み込まれている。そして我々の今回の答申の一番の眼目は、一番最後の「現行の単価方式を見直し」、それで「整合的かつ合理的な」ということが一番私は重要ではないか思っています。というのは結局、見直しの論議の中に何をしているか分からないということがあるような気が私はしていたのですけれども、それがここで払拭できると考えております。ですから、そういう意味でこの答申の案で私は了といたします。

【大山会長】ただ、その見直すというのが、市況が今のようになり変動がし易いとかということになりますと、逆に期間的に設けた方が、文章を入れた方がいいかなど。難しいですね。その辺は奥山委員どうですか。あまり市況というと、経営努力の問題になります。

【奥山委員】市で上げてもらわなくても組合の方で単価を上げたり下げたりしているのです。例えば、新聞がかなり前は1円だったのですが、今は2円です。役所とはまた別に我々で考えて儲けすぎないようにしっかりとやっているつもりでおります。

【大山会長】それも経営努力ですね。単価の見直しは、その都度、組合と市との交渉になるのだらうと思いますね。市民にはそういう変動を加味し、一定の補助金が加算されていますのでね。

【中村委員】今の奥山委員からのお話で理解できます。そして合理的な制度というのは、結局説明ができればいいわけです。説明ができないということが合理的ではない。そして、いつやるのかという時期を決めるのは、これは技術の問題があるので、答申の中で縛るとするのは非常に難しいと思います。

【大山会長】趨勢を見て、その都度、必要があったら交渉するという形ですね。「現行の単価方式を見直すことを含めて整合的かつ合理的な制度になるように検討されたい」という文章でよろしいと思います。

前の方に遡りますが、どうでしょうか。答申（案）の表の方の市民、事業者、行政ということの説明が書いてありますが、もう少し文章の見直しが必要な箇所がありますでしょうか。

【奥山委員】私は四街道では一カ所も会社をやっておりません。他の市町ではやっていますけれども。例えば富里市や八街市。何箇所もやっているのです。

拠点回収、このことが量を増やすことにもつながるのです。各戸回収というのは玄関に出したらそれで終わりなのです。けれど拠点回収というのは、子どもさんや大人がみんな集って、いろいろな話をします。今、近所の方の関係が希薄になっていますので、そういうことも含めて、拠点回収をすると量がものすごく増えるのです。実際、八街市でもそうなのですけれども、各戸回収やっていたところが意識を高める意味で一緒にやってもらえないかと話したら、その役員さんが納得してくれまして、じゃあ一緒にやりましょうと。そうしましたらものすごく量が増えたのです。要するに皆でやるという。今、量を増やしたらどうかという話が出ていましたので、発言いたしました。

【大山会長】文章的には、例えば集団回収のやり方について、こういうことを検討すべきだというのがありますか。

【奥山委員】皆さんに言ってもらった方がいいですね。私、今、老人会6カ所くらいやっていますけれども、老人の方が皆さん元気でものすごく協力してくれます。そうすると量がすごく増えるのです。それを各戸回収ではなくて、拠点回収でお願いしたいと思います。

【大山会長】集団回収によるさらなるごみの減量化・再資源化を図りながら、一層回収するには、もっとPRする箇所を増やすとか、市としてさらにPRに努力するとか、という文章になりますかね。これちょっと書き方が難しいですね。

【中村委員】答申案では2ページ目の上から5行目くらいのところに、いわゆ

る拠点回収には、補助金率を増やすという言葉が書いてあって、これが拠点回収への推奨だと私は理解しているのですけれども。確かに今、奥山さんから聞いて、自分のところは拠点回収はやっていませんので、そんなに簡単に「はい」と言えるのかと思いましたが、そういう面でいけば少し努力してみようと考えております。

【大山会長】補助金も単価も今回見直すことになっておりますので、実施団体が活動に見合った補助金になれば、必然的に回収量を高めることになります。文章としてはこういう形でよろしいですか。

【梅澤委員】今いろいろお話をお聞きして、当初、話をスタートするとき、これから核家族とか高齢化ということで集団回収の中で拠点回収が難しいのではないだろうか、集団回収そのものが段々減ってくるのではないだろうかという話もお聞きしました。しかし先ほどの話を聞くと、集団回収の中でも拠点回収はいろいろなメリットがあるというようなことをお聞きしますと、集団回収を増やしていくという意味で、拠点回収をこういうメリットがあるという形で、市長に答申するときに付け加えていただいたらより良いのではないかと思いますし、そうすれば補助金の増額も合意し易くなるのではないかと思います。

【難波委員】2ページの7行目の今、話し合われている「以上のことから、市民の協力度が高く、かつ実施団体の負担が大きい拠点回収を推進し」このところ「より推進し」でもいいのですが、「補助金を加算することが望ましい。」というような形にしてもいいかなと思ったのですが。

【大山会長】「拠点回収を推進している団体」ではなくて、「推進し」ですか。

【難波委員】拠点回収をもっと推し進めようという感じです。

【大山会長】「負担が大きい拠点回収を推進し」ですか、「補助金を加算することが望ましい。」

【難波委員】進めようという意味です。

【松本委員】補助金加算ということは除きまして、誰にとというか、団体に加算することが望ましい。このところがずれてしまうと意味がつながりにくくな

るのではないかと思います。

【中村委員】これは市長に対しての言葉ですよ。市民に対する言葉ではないから、市長に「拠点でやれるところにはもっとお金を出してください」という言葉ですから、これでいいのかなと思います。

【大倉委員】原案どおりでよろしいのではないかと思います。

【山本委員】私もこれでいいと思います。

【大山会長】それではこの文章どおりでよろしいですかね。

【中村委員】(1)の5ライン目、「各家庭の排出過程の困難さに着目すべきではないと考える」ということですね。私は読んで理解できなかったの。今、牛乳パックとか入るといふ言葉を聞いたのですけれども、これはどういう意味なのですか。

【大山会長】これは、洗って出さないとか、開いて出さないとか。これは慣れない人には、出すのが面倒なのです。面倒だから補助金を多く出すとかいう、そういうことではないという意味だと思って私が書いた文章です。前回のいろいろな討議の中で、その辺の議論は質疑応答で出ていると思います。これは申請した団体が、補助金を受け取る時に、これはやりにくいから余計に補助金をくださいとか、そういうことではないのです。

【梅澤委員】資源物を出すときに苦労も何も考える必要ないと、そういうような考え方に取れる気がするのです。これは逆に言うと「着目すべきではない」という文面がいいとは考えられないです。どういうふうに出そうが知ったことではない、というような取り方もされるのではないかという気がするのですが、いかがでしょうか。

【大山会長】その前からいきますと、「今後の補助金については、資源物を集団回収する行為を奨励するために」、奨励するという中には、洗って出したり、牛乳パックを切って出したりという、そういうのもありますので。

【梅澤委員】これをどういうふうな理解をするかです。

【大山会長】それは今、話をしましたように洗って出すとか、開いて出すとか、そういう作業のことを言っているわけです。それでお金を出すということではないと思うのです。その辺は、認識としては市の方はどうですか。

【浜口 GL】内容につきましては、数度のご議論をいただきまして、皆様にご理解を賜っているところですが、現在、食用油とペットボトル、それと牛乳パック。ペットボトルは別にしておきまして、牛乳パックや廃食油については、排出過程に困難さを伴っているということから、簡単に出せるものではない。家庭の中で切り開いたり、ペットボトルに食用油を溜めて保管したりとか、そういった家庭の中での困難さはあるでしょうと。現在のところはそういったものについてプラス3円出している。ただ、集団回収への補助金というのは、集団回収自体に対する補助金ではないだろうかと。集団回収を行う前段階での家庭の中を考慮して、家庭の皆様方がやっているものについて集団回収をしている団体にプラスをするのはおかしくありませんか、つまりこれを着目しない方がいいのではないかというお話でございしますが、ただ文言が分かりづらいということであれば、どうぞ皆様でご議論していただきまして、訂正をしていただくなり、このままでいくなりをお考えいただければと思います。

【大山会長】私の考えも同じですね。文章的にこの辺が市長への答申として、どうでしょうか。困難さはあるのだということは、ご理解しておられると思うのですけれど。資源物を増やすという基本的な考え方に立って、今後補助金を実施するのだという意味ですよね。

【中村委員】これは前段の家庭内の最初の困難さは関係ないというとらえ方をすれば、これはあくまでもごみは一律だという意味でいいわけですね。新聞が例えば2円なら牛乳パックも2円だと。そういう意味合いでいいのですか。

【大山会長】家庭内でいろいろ分別し、ペットボトルだったら洗って出すとか、キャップを取るとか、ラベルを取るとか。牛乳パックだったら開いて洗うということですよ。そういう作業までを補助金の対象にしなくてはいいいのではないかという意味ですから。

【中村委員】そういう行為をしていなくても牛乳パックはこの値段だという、そういう考え方ですか。

【大山会長】そうです。売買代金が決まりますから、それに推移して補助金というのはある程度、他市との関係でも決めているわけですから。

【難波委員】今ご説明がありまして、ここでいろいろ議論して、話が出て、こういうような困難さに着目するべきではないという、このような意味が含まれた上で資源物を集団で回収する行為を奨励するために交付するとの基本的な考え方に立ち、という中に含めて、その後に付け加えなくていいと私は思ったのですけれども。

【大山会長】削除するという意味ですか。

【難波委員】そうですね。

【大山会長】市民の方に説明するときには非常に難しいのですが、市長への答申ですから、その辺は十分理解されていると思うのですが、後の「各家庭の排出過程の困難さ」とかいう文章は削った方がいいということであれば、「交付する補助金については、資源物を回収する行為を奨励する」というのが基本的な考え方だという意味ですよね。そういう文章にした方がよろしいですか。「べきではない」というのは、市長はそれをまともに受けたりはしないと思うのですけれど。否定の文言はあまり設けない方がよろしいですかね。そうしますと、「今後の補助金の基本的な考え方は、資源物を集団で回収する行為を奨励するために交付すべきである」という形ですか。「べきでない」とかという誤解を招く。やっではいけないというように受け取られるといけないので。

【中村委員】そういう誤解をしたのですよ。

【大山会長】分かりました。そういう形で統一したいと思います。

【杉山参事】ここの文章は1の1ラインから続いておりまして、読みますと「現行においては、各家庭の排出過程での困難さに着目して品目ごとに1kg当たりの補助金が設定されている」と、それに対して、今のこの交付の方法ではな

くて、排出過程の困難さを着目するのではない、ということで、そういう視点で書かれているわけです。ですから、もしここを直すと、すべて1行目から直す必要が出てきますので、ご考慮いただきたいと思います。

【大山会長】(1)のその下からです。「現行においては、家庭内の排出過程での困難さに着目して」ということに引っかかるわけですね。

【本田課長】今の参事の話を引き継ぎまして、1行目から直すことになるのであれば、「着目すべきではない」というところでご議論があると思いますので、「各家庭内の排出過程の困難さとは別なものである」というような形での表現も一つの方法として考えられたらいかがでしょうか。各家庭のという1の3行目の終わりからです。「各家庭内の排出過程での困難さとは別のものであると考える」少し表現が文章的になっていないかもしれませんが。「べきでない」という言葉が強いということであれば、もう少しいい表現があれば。

【中村委員】私はこれを読んでいて、現行と今後は違うという形をとりたい、それで今後についてはですから、今後の補助金については、前に「しかし」という言葉を入れたら。「補助金が設定されている。しかし、今後の補助金の基本的な考え方は」という言葉でくくったらどうかと提案します。

【大山会長】現行は、各家庭の困難さまで着目しているのだと、しかし今後はそういうことは考えないでいいですよという意味ですね。現在は着目しているわけです。

【浜口 GL】それでは、私なりにまとめてみたので言わせていただきますと、最初に「しかし、今後の補助金についての基本的な考え方は」と入れますと、「しかし、今後の補助金についての基本的な考え方は、資源物を集団で回収する行為を奨励するために交付するものであり、各家庭の排出過程での困難さとは別のものとするべきである。」こんな感じでいかがでしょうか。

【大山会長】「別のものである」という言い方がちょっとどうですかね。

【青柳副会長】後半の部分ですが、「しかし、今後の補助金は、資源物を集団で回収する行為を奨励するために交付するとの基本的な考え方に立ち」というの

はそのままで、「各家庭の排出過程での困難さには、更なる理解と協力を求める」という、つまり、我慢してくださいという意味です。そういう過程がどうしてもつきまといますので、それは今後ともよろしく願いますという意味です。

【中村委員】私たちは先ほどの会長のお話のとおり「困難」というのは別の話であるということをごここで強調したいわけです。そうであれば、今までのようであったが、今度はそうではないよという形になるならば、最初の、私はここで「しかし」と区切って、「今後の補助金についての基本的な考え方は、資源物を集団で回収する行為を奨励するために交付する」という言葉だけで切ってしまうと構わないという感じがするのですけれども。「すること」まで言わなくては行けないですか。

【大山会長】初めから読みますと、「現行においては、家庭内の排出過程での困難さに着目している」ということですね。「品目ごとに1kg当たりの補助金が設定されている」と「しかし、今後の補助金についての基本的な考え方は、資源物を集団で回収する行為を奨励するために交付するものである」。各委員の方でしょうか。

【難波委員】「現行においては」という始まりですので、「しかし、今後の補助金については」と言っているわけですから。「補助金についての基本的な考え方は」ということで、「奨励するために交付する」と、それだったら最初の文との合うと思います。

【目黒委員】牛乳パックは中身をきれいに洗って、そして一枚ずつ切って出すわけですね。そうすると拠点回収でしたらよろしいのですけれども、各戸回収となると、お家から出る家もあるし、出ない家もあるし、出る時には枚数も少ないでしょうし、そういう困難さもあるのではないかと思います。団体、子ども会とか老人会とか、私たち消費者団体も年に2、3回ほど皆で持ち寄って回収はしておりますけれども、各戸となるとちょっと大変ではないかなと思いました。

【中村委員】最後に、「交付することが望ましい」という言葉を入れてもらいたいと思います。我々の答申、我々の考え方を市長に訴えるわけですから。これを市の方でどう判断するかは別問題として。我々の側の考え方はこうだという

意味合いで。

【大山会長】 それでは、(1) をもう一回読みますと、「現行においては、家庭内の排出過程での困難さに着目して、品目ごとに1kg当たりの補助金が設定されている。しかし、今後の補助金についての基本的な考え方は、資源物を集団で回収する行為を奨励するために交付することが望ましい。」と、そういうことです。それで、「各家庭内での排出過程の困難さに着目すべきでないと考える。」というのは削除するという文章で統一したいと思います。それが「なおペットボトルについては過去の経緯を考慮する」という文章につながります。ということよろしいですか。

【目黒委員】 雑がみの回収が最近始まっていますが、その回収状況はどういう状況なのでしょう。

【浜口GL】 本日は、この答申案をまとめるための資料を持ってきたものですから、今クリーンセンターで行っている雑がみの回収がどれだけの数値かという資料を持ってきておりません。

【大山会長】 そういうことですので、ご理解をお願いします。

【奥山委員】 この雑がみは、四街道市の方ではステーション回収はしておりますけれども、拠点回収などで回収をしているのですか。

【事務局】 していません。

【奥山委員】 これは近隣市町村では全部、今やっています。富里市は「パッケージペーパー」という名前を出しているのです。そして千葉市は、「その他紙」という名前を出しています。八街市もやっていますし、ほとんどもうやっているのです。だから四街道市が今後、団体でやられることにおいて何等問題はありませぬ。我々組合もそれは重々承知しておりますので、やりたいと思います。

【大山会長】 今は、こういう文章のとおり資源物として回収すると。

【目黒委員】 はい、分かりました。

【中村委員】私は、今までの議論を通じて、今まで修正した部分があれば、これで納得して答申という形で出したいと思っております。

【大山会長】ちょっと別問題ですけども、千代田の方を回っていらっしゃたら、回収業者が戸別で各戸回収に来ているのですね。袋がいっぱいのところと、半分くらいのところと紐で縛って、それでもトイレットペーパー1個なのですよ。2つあっても1個。その辺は、なかなか業者で違いますよね。

【奥山委員】その辺のところは決まっていないので、業者が決めてしまうのです。このくらいだったら1つあげようとか、2つあげようとか。

【大山会長】そんな回収が今、されているということで。ちょっと答申とは別になりますけれど。そういう実例をですね。それでは、答申案についての文章の修正、その他ご意見はこういう形でまとめてよろしいですかね。

【委員】はい。

【大山会長】本日はどうもありがとうございました。